

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が  
令和2年4月16日（木）まで延長されました

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長されました。

○申告期限・納付期限

|           | 従来           | 延長後          |
|-----------|--------------|--------------|
| 申告所得税     | 令和2年3月16日（月） | 令和2年4月16日（木） |
| 個人事業者の消費税 | 令和2年3月31日（火） | 令和2年4月16日（木） |
| 贈与税       | 令和2年3月16日（月） | 令和2年4月16日（木） |

○振替納付日

|           | 従来           | 延長後          |
|-----------|--------------|--------------|
| 申告所得税     | 令和2年4月21日（火） | 令和2年5月15日（金） |
| 個人事業者の消費税 | 令和2年4月23日（木） | 令和2年5月19日（火） |

（参考）

申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和2年6月1日（月）であり、変更はありません。